

緊急提言

大規模災害時の危機管理体制の
構築に向けて

～阪神淡路大震災の教訓～

1995年4月

社団法人 関西経済同友会

安全保障委員会

この提言を、このたびの阪神淡路大震災の犠牲者の御霊に捧げます。

社団法人 関西経済同友会

まえがき

日本は戦後半世紀を経て、経済大国、技術大国として、世界の中で押しも押されもせぬ先進国として現代の繁栄を謳歌してきた。世界で最も豊かであるという自負もあった。そしてそうした自信と慢心によって、我々は、街全体が壊滅し数千もの犠牲者がでるような大災害の発生などは、我々の生活とは無縁のもの、どこかの遠い国での出来事であると、いつしか考えるようになっていた。

しかし去る1月17日未明、我々はそうした考えが大きな誤りであるということを感じ知らされることとなったのである。

夜明け前のその瞬間、数千の人命が二度と帰らぬものとなった。電気、ガス、電話、水道といったライフラインは全面的に機能停止し、堅固であったはずのビルは倒壊し、鉄道や道路や橋が次々と落ちた。道路が陥没し、あるところでは泥水が噴出し、逆に各所であがった火の手はとどまるところを知らず、自宅が瓦礫の山と化した市民はお互いの連絡も取れぬまま避難所にあふれた。

人やモノが集中する都市での直下型地震は、その集中度のゆえにもたらされた被害もまた甚大であった。多くの人や組織やモノが有機的につながり合い、支え合って、都市は一つの大きなシステムを形作っている。そこに発生した大地震は、一つのシステムの崩壊が他のシステムの停止を招き、それは連鎖的に拡大して複合的で大規模な被害と機能停止の同時多発となり、都市の広範なるシステムダウンを導くに至った。

これほどまでの被害が生じた理由は何か。確かに地震そのものが大型でかつ直下型であったことが最大の理由ではあろう。しかしそもそも地震の備えに不備はなかったか。想定した規模は甘くなかったか。それゆえに生じるであろう被害の規模を過小評価してはいなかったか。国や自治体や企業やそして市民は、日本が世界有数の地震国であり、どの地にあっても大災害に遭遇する可能性があるということを忘れていたのではないか。

もっと多くの人を、もっと多くの機材を、もっと早く投入できていれば、もっと確かな情報があれば、もっと強いライフラインがあれば、もっとお互いが助け合え

ていれば、きっともっと多くの人が助かったはずである。

我々安全保障委員会は、これまでわが国の安全保障に関するさまざまな問題点について研究や提案を行ってきた。今回の大震災からも明らかなように、その被害の甚大さ、初動体制のあり方、民間防衛の視点等、多くの点において、外からの武力的脅威に対する国防問題と、サリン事件のような社会の安全に対する脅威や自然の猛威である大震災等への対応問題とは共通する課題を有している。

こうした認識に立ち、当委員会は、安全保障の意味を国民の生命や財産の保護とする観点から、今回の大震災を、日本全体に蔓延する危機意識の欠如に対する重大な警告であり、安全保障に対する貴重な教訓としてとらえ直し、歴史的に位置付け、そこから生まれる反省を将来に生かすことを考えた。

それを形にしたものが今回の我々の提言であり、危機管理体制の速やかな構築に向けての一助たらんことを願い、ここに緊急提言するものである。

今回提言をまとめるにあたっては、

- (1) 被災地の立場からの提言
- (2) 緊急かつ広域災害時における初期即応体制の確立
(初動体制としては災害発生後48時間以内を想定)
- (3) 初動体制において大規模組織の自動的な行動開始のモメンタムの内在化
- (4) 現行の法規制、体制の整備（小規模な変更を含む）による即応体制の確立
- (5) シビル・ディフェンス（民間防衛）的観点から行政、企業、市民のそれぞれの立場からの相互補完的な取り組みの必要性、特に地域の一員としての企業の社会貢献の必要性

の5点を基本的視点として検討を行った。

なお、初期対応体制に関する緊急提言という立場から、大災害における予知、予防や復旧、復興等に関する検討および提言はあえて避けることとした。

要約

提言の項目

1. 災害時即応体制の確立
2. 自衛隊の役割の見直し
3. コミュニティーの一員としての企業の役割
4. 危機意識に目覚めた逞しい市民
(自助・自立能力の確保と、社会的弱者への暖かい配慮)
5. 被災者への情報提供
6. 内外のボランティアへの対応
7. 交通規制と輸送ルートの確保

提言 1. 災害時即応体制の確立

今回の阪神淡路大震災における問題の所在は、①被災情報の収集が遅れ、被災規模の的確な把握ができなかったこと、②これにより行政が早期に適切な対策を講じることができなかったこと、③さらに非常事態においては日常活用していない組織は全く機能しなかったことである。そしてその大きな要因として、情報インフラ面における問題と、行政、市民を通じて危機意識が稀薄であったことが指摘できる。

かかる認識の下で、災害発生時における即応体制として、平時機能と非常時機能を兼ね備えた組織による、情報収集・対応体制の確立を提言する。

(1) 情報の収集・分析と共有のためのネットワークの確立

国レベルにおいては、平成7年2月21日の閣議により、当面の措置として、関係省庁の情報収集活動の推進と、首相官邸への情報連絡体制の整備（内閣情報調査室の強化、緊急参集制度の確立）が決定されている。

地域レベルでは、今回の震災において、被災状況の把握が遅れ、早期の初動体制が取られなかったこと、また自治体自身が被災者であり、周辺自治体、自衛隊、海上保安庁等への支援要請がスムーズに行えなかったという事実を踏まえ、既存の情報通信手段の多重的活用、ハイテク技術によるマルチメディアの開発導入、自然・社会的条件および防災情報等のデータベース化によって、大規模災害時の国と地域を連携した情報ネットワーク・システムを早急に構築する必要がある。

この広域防災情報ネットワークのフレームワークは、次の通り。

- a. 全国を地域別に分け、各地域において政令指定都市を含む、例えば関西地域で2府4県3市間での広域防災相互協力協定を締結し、その下に広域的な視点で情報を収集、分析、評価、共有できる広域防災情報ネットワークを、各都道府県（以下県という）の総合防災情報センター的施設をコアとして設置する。
- b. 24時間体制で、自衛隊、警察、消防等の関係機関とも連携する。
- c. バックアップ体制にも配慮した広域センター的機能を特定の県に付与する。
- d. 情報の充実を図るため、ライフライン等民間情報も活用する。
- e. 内閣情報調査室、常設の危機管理組織（後述）にも連携し、中央と地域の情報の一元化を図る。

f. なお、個人のプライバシー、企業活動への影響等を考慮しつつも、各機関が保有する関係情報を積極的に公開し、共有していかなければならない。

また、上記のフレームワークには、多機能型ヘリコプターの広域的な活用および地理情報システム（GIS）の導入に加え、これらの情報を評価し、知事等への対策の助言ができる防災専門家の活用が重要である。

さらに、情報提供の点で、例えば、現地映像等をリアルタイムで提供する災害専用のテレビ・ラジオ放送スタジオを、各県の情報センターに併設し、NHKや民間放送局がその内容を活用し、一般市民に向けて放送できるようにすることなどを検討する必要がある。

上記の情報インフラ整備は、社会資本の充実という意味からも早期に推進していく必要があり、今回被災した関西地域をまず広域防災情報システム先進モデル地域に設定してはどうか。既存のシステムや最先端のマルチメディアを駆使し、バックアップ体制の完備した次世代型のネットワークを構築し、また既存の行政防災諸体制に効率的に組み合わせた総合的な広域防災情報システム研究プロジェクトとして国、地域、および企業が共同して立ちあげていく必要がある。

(2) 対応体制の確立

<国の対応体制>

まず、短期的には、平成7年2月21日に閣議決定された官邸の情報収集・連絡体制の強化に合わせて、首相が閣議の開催を待たず、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等関係中央諸機関の機能を一元的にコントロールできるものとし、そのための補佐機関として関係省庁の幹部からなるアドホックな危機管理委員会を設置し、内閣官房長官がその任にあたることとする。

中期的には、アメリカのFEMAのような、災害対応を横断的に指揮し、予防、初期対応、復旧等に関する諸活動を統合する常設機関の設置を検討してはどうか。この常設機関は、災害対応に関する詳細なプログラムを関係諸機関の合意の下に作成し、各機関を機能別にマニュアル化するとともに、危機管理の専門家を中心に人員構成する。加えて一定規模以上の災害の場合、ただちに現地本部を設置し、地方自治体等と対応の総合調整を行うこととする。

危機管理の常設機関としては、例えば次の様な形態が考えられる。

- ①内閣官房の中の安全保障室を強化またはグレード・アップする。この場合、国土庁防災局との調整が必要となる。
- ②国土庁、特に防災局を人的、財政的に強化する。この場合、関係省庁との総合調整を行なうに際し、強力なリーダーシップを発揮するために、内閣総理大臣を本部長とする対策本部（国会承認を必要とする緊急災害対策本部とは異なる）を新設し、国土庁をその事務局とすることにより権限のバックアップを図ることも考えられる。
- ③アメリカの大統領府の直接指揮によるFEMAのように、各省庁に分散していた緊急事態の管理業務を整理統合した新しい組織を設置する。

いずれの形態にせよ常設機関を効率的かつ効果的に活用するには、常に国民からこの常設機関の使命について、強い関心を示し続けることが重要である。

<地域の対応体制>

望ましい地域防災システムとは、災害発生後、ただちに知事は広域防災情報ネットワークの情報を県の防災情報センターから入手するとともに、防災専門家からアドバイスを得て、国および広域防災相互協力協定のある地方自治体に情報連絡を行ない、各関係者はプログラムにしたがって自動的に行動することとし、同時に知事はまず自県の防災計画のマニュアルに従って災害対応にあたるが、国の危機管理常設機関の現地本部と調整の上、国からも必要な組織的支援を受けることができるというものである。ここで重要なのは、知事のリーダーシップと、関係各機関の役割分担も含めた防災のプログラム化である。

また、このシステムを実効力のあるものにするには、訓練の役割が極めて重要であり、過酷な条件設定に基づくシュミレーション訓練等の工夫が必要である。

なお地域においては行政、企業の実務責任者、コミュニティーやボランティアのリーダーなどを含めた地域協議会を設置し、チームワーク作りを図る。

また国や地域の公務員については、採用時および定期的に防災教育、広域訓練への参加を実施し、危機管理意識の醸成を図る必要がある。

特に関西地域では、9月1日の防災の日に加え、毎年1月17日を阪神淡路大震災の日として、多数の関係者が参加して広域防災訓練を実施することを提言する。

提言 2. 自衛隊の役割の見直し

大規模災害時の自衛隊の役割を再評価し、市民の生命、財産を守るという位置付けを地域の防災計画などにおいてより明確にする必要がある。

その上で、現在行なわれている防衛計画の大綱見直しの機会に、災害対応に必要な機器や装備類の充実、人員強化・再編成等の盛り込みを検討してはどうか。

また現在、防衛上の有事のみを想定している予備自衛官の大災害時の活用、さらに進めて災害出動のみの役割を持たせた予備自衛官制度の設置も検討してはどうか。

自衛隊の役割として、情報収集については、あらかじめ客観的な出動基準に基づき、自動的に出動することとする。また部隊による救援出動については、原則は要請主義に基づくものとし、自衛隊の役割をプログラム化しておくと同時に、訓練を通じたコミュニケーションの確保が重要である。なお被災自治体から要請を発信できない場合に備え、首相の直接的な指揮権行使を可能にすることが望ましい。

また自衛隊の災害派遣におけるシビリアンコントロールの原則維持の重要性に鑑み、これを十分に担保する観点から、地域または県と自衛隊は事前に防災協定を締結し、その中で自衛隊の災害派遣に関する具体的計画を明記することが望ましい。

提言 3. コミュニティーの一員としての企業の役割

企業が本来の産業活動を継続あるいは早期に機能回復できることが、被災者、地域の立上がりに重要であり、各企業は、改めて危機管理体制を見直す必要がある。

そのためにも危機管理に優れた企業の活動例を集約し、他企業だけでなく行政の防災対策にも活かしていくことが望ましい。

災害時には、企業は活動拠点であるコミュニティに対し、行政や個人とともに、相互補完的な立場としてポテンシャルティーを最大限に発揮すべきであり、今回の震災を契機に新たな企業理念を再構築すべきである。

経済団体の取組みとしては、ボランティアの組織化支援、現地ニーズに応じた企業への支援呼びかけ、提供できる物資等の登録制度の開設などがあげられる。

業界団体としては、人的、物的資源の提供等について事前に行政と協力協定を締結し、提供できるメニューを詰めるとともに、即応体制の整備も図る必要がある。

企業自身のボランティアとしては、企業の保有する人材や物資、施設等を経済団体等に登録し、被災地のニーズに応じて提供する体制を整えるなど、企業資産の活

用を通した地域貢献を行なう必要がある。また従業員のボランティア活動支援のための各種の制度作りも重要である。

立地するコミュニティに対しても、防災面でどのような貢献ができるのかを考え、地域特性、企業特性に応じた地域共生を図ることが重要である。

また企業の地域防災への貢献に対し、国が税制や融資制度においてバックアップを行ない、企業の防災へのインセンティブを高めることも必要である。

さらに企業の地域防災への取り組みを評価し、優れた企業を表彰するなど、企業の社会貢献活動のPRや各社のイメージアップにも貢献する方策も必要である。

提言 4. 危機意識に目覚めた逞しい市民（自助・自立能力の確保と、社会的弱者への暖かい配慮）

市民自身が危機意識を持った逞しい存在であることが重要である。このため、日頃から食料や水の備蓄、応急資材の常備などを心掛け、自宅設備の点検、強化を行い、大災害初期における自らの対応力を備えていることが望ましい。

災害発生時の初期消火、救助、避難から避難所の運営まで、コミュニティにおける自主防災組織の役割は極めて重要であり、その育成、強化を図る必要がある。自治体もコミュニティ内の防災拠点作りを進め、自主防災組織の活動を支援していく必要がある。また日頃から防災訓練も重要である。

ここで留意すべき点は、高齢者、心身障害者等の社会的弱者に対して、行政を中心に、コミュニティ、ボランティア等を含んだ形できめ細かな対応が、災害時には平時以上に必要であり、その対応方法については、これをマニュアルに十分盛り込んでおくことが重要である。

さらに今回のサバイバルの好事例を集約して水平展開するとともに、必要な防災情報を満載したマニュアルを作成し市民に配布したり、学校教育の課程に防災教育やボランティア活動を組み込み、危機意識の継承に努めるべきである。

提言 5. 被災者への情報提供

被災者が必要とする情報の適切な発信とそのための情報の一元化が必要であり、社会的弱者へも配慮した情報発信の仕組み作りが求められる。

行政関係では、役所の出張所等を臨時に開設し、被災地で必要な各種サービスや

情報を一括して市民に提供するワン・ストップ・サービス体制を構築することが望ましい。また、多数の市民に同じ情報を確実に提供する方法として、ヘリコプター等による上空からの情報提供や、防災無線の設置も有効である。

安否情報についてもインターネットなど、マルチメディアを用いた効率的なシステムを検討する必要がある。避難所等に設置した端末から、被災者が安否情報を入力し、大量の情報を被災地外に提供できることになれば、被災地における通信負荷の軽減も期待できよう。

また近年、多くの外国人が日本に居住していることに鑑み、日本への入国時や外国人登録時の機会を活用して、適切な防災対応を講じていく必要がある。また、非常災害時には、多言語によるFM放送も必要である。

提言6. 内外のボランティアへの対応

災害規模が大きいほど、機動力のあるボランティア活動が有効であり、特に災害発生当初では、医療や土木関係の技能を有するボランティアの活動が必要となる。

こうした能力や技術を、迅速かつ効果的に活用するには、平時から各種ボランティアグループを組織、育成し、特に有資格者は登録を行ない、必要時には行政と連携しながら活動を展開できるような体制を構築しておくことが望ましい。またこうしたボランティア活動の支援制度作りも検討する必要がある。

さらに諸外国からの援助の申入れについては対応窓口の一本化および対応のマニュアル化が必要である。

国際的には、他国の災害対応を支援できるような組織を常備し、各国の特色に応じた救援活動を行うような国際協力体制の構築を考えていく必要がある。

提言7. 交通規制と輸送ルートの確保

今回、道路の渋滞とこれによる緊急自動車の通行不能が被害を拡大したことから、大災害時には、道路、車種による通行規制を実施するとともに、警察に放置車両の排除権限を持たせ、広域防災情報ネットワークの活用と併せて一元的な交通規制を行い、消火、救援活動に支障を来さないスムーズな道路事情を確保する必要がある。

また被災地の地理的特性に応じて陸、海、空を機能的に組合せた、通行・運搬体制の確立や、既存空港の防災・救援拠点としての活用も進める必要がある。

目 次

提言 1. 災害時即応体制の確立

(1) 情報の収集・分析と共有のためのネットワークの確立	－ 1
広域防災情報ネットワークの早急な確立	－ 2
情報の分析、評価、対策の助言ができるインテリジェンス機能を	－ 3
ネットワーク情報のテレビ、ラジオへの連結	－ 3
多機能情報収集ヘリコプターの自動発進	－ 3
地理情報システム（GIS）の導入	－ 4
関西地域を広域防災情報システム先進モデル地域に	－ 4
(2) 対応体制の確立	－ 5
国の体制について	－ 5
短期的：首相の権限強化と、内閣にアドホックな危機管理委員会を	－ 5
中期的：危機管理の常設機関を	－ 6
地域の体制について	－ 7
知事がリーダーシップを発揮	－ 7
防災のプログラム化	－ 7
望ましい地域防災システム	－ 8
広域的な緊急医療救護体制の確立も急務	－ 8
(3) 広域訓練の実施	－ 8
訓練の意義：システムの検証、フェイス・ツー・フェイスの役割分担	－ 8
地域防災協議会の設置	－ 9
公務員に防災教育を	－ 9
1月17日を阪神淡路大震災の日に	－ 9

提言 2. 自衛隊の役割の見直し

災害派遣の再評価	－ 10
防衛計画の大綱見直しへの反映	－ 10
予備自衛官制度の活用	－ 10
初動体制の充実	－ 11
シビリアンコントロールの確保	－ 11

提言3. コミュニティーの一員としての企業の役割

- (1) 企業固有の危機管理が大切 -13
 - 企業が得た大震災の教訓を広く共有 -13
- (2) 地域防災への貢献（企業の社会貢献） -13
 - 経済団体の窓口機能の強化 -13
 - 業界団体と自治体との協力協定を -14
 - 企業ボランティアとしてできること -14
 - コミュニティとともに考える -14
 - 企業の保有災害情報を活かす -15
 - 国からのバックアップも必要 -15
 - 防災優良企業として表彰 -15

提言4. 危機意識に目覚めた逞しい市民（自助・自立能力の確保と、社会的弱者への暖かい配慮）

- 逞しい市民であるために -16
- コミュニティレベルでの対応能力 -16
- 社会的弱者への暖かい配慮 -17
- サバイバルマニュアルの配布と学校教育による危機意識の継承 -17

提言5. 被災者への情報提供

- 被災者のニーズにあった情報の的確な提供を -18
- 被災者に対する行政のワン・ストップ・サービスの提供 -18
- 多様な情報伝達方法により被災地にくまなく情報提供を -18
- インターネットを活用した被災者による安否情報の入力 -19
- 国際化時代にあった外国人対応の必要性 -19

提言6. 内外のボランティアへの対応

- 有効なボランティア活動 -21
- ボランティア活用体制の確立とその支援 -21
- 不十分だった外国からの援助申入れへの対応 -22

受入れ体制整備の必要性と今後の海外支援のあり方	－22
-------------------------	-----

提言7. 交通規制と輸送ルートの確保

一元的な通行規制の実施	－23
-------------	-----

陸、空、海の総合的な輸送体制の確立を	－24
--------------------	-----

<u>おわりに</u>	－25
-------------	-----

別紙 被災者が必要としたものは何か	－27
-------------------	-----

阪神大震災における企業の危機管理に関するアンケート調査結果	－29
-------------------------------	-----

平成6年度安全保障委員会 危機管理に関する調査研究活動状況	－35
-------------------------------	-----

平成6年度 安全保障委員会常任委員会名簿	－37
----------------------	-----

提言1. 災害時即応体制の確立

今回の阪神淡路大震災における問題の所在は、①被災情報の収集が遅れ、被災規模の的確な把握ができなかったこと、②これにより行政が早期に適切な対策を講じることができなかったこと、③さらに非常事態においては日常活用していない組織は全く機能しなかったことである。そしてその大きな要因として、情報インフラ面における問題と、行政、市民を通じて危機意識が稀薄であったことが指摘できる。

かかる認識の下で、災害発生時における即応体制として、平時機能と非常時機能を兼ね備えた組織による、情報収集・対応体制の確立を提言する。

(1) 情報の収集・分析と共有のためのネットワークの確立

大規模災害が発生した場合、被害の状況把握あるいは被害規模の推定が可能となる情報の収集・分析、さらにはそれらの情報を関係各機関が共有することが、その後の適切な対策と措置に必須であるため、これらの機能を有する情報ネットワークを国レベルおよび地域レベルで確立せねばならない。

国レベルにおいては、

大規模災害発生時の被災の程度、規模に関する、関係官庁における第一次的信息収集機能および首相官邸における災害情報収集機能の強化については、平成7年2月21日の閣議により、当面の措置として、関係省庁の情報収集活動の推進と、首相官邸への情報連絡体制の整備（内閣情報調査室の強化、緊急参集制度の確立）が決定されている。

地域レベルにおいては、

今回の震災において、被災状況の把握が遅れ、早期の初動体制が取られなかったこと、また自治体自身が被災者であり、周辺自治体、自衛隊、海上保安庁等への支援要請がスムーズに行えなかったという事実を踏まえ、既存の情報通信手段の多重的活用、ハイテク技術によるマルチメディアの開発導入、自然・社会的条件および

防災情報等のデータベース化によって、大規模災害時における国および地域を連携した情報ネットワーク・システムを早急に構築することが必要である。

広域防災情報ネットワークの早急な確立

- ・ 広域防災相互協力協定の締結
- ・ 24時間体制で各機関と連携
- ・ 広域センター的機能も付加
- ・ 民間の保有情報も提供
- ・ 国とも連携
- ・ 情報の公開と共有が大切

全国を地域別に分け、各地域において政令指定都市を含む、例えば関西地域で2府4県3市間での広域防災相互協力協定を締結し、その下に広域的な視点で情報を収集、分析、評価、共有できる広域防災情報ネットワークを各都道府県（以下県という）の総合防災情報センター的施設をコアとして設置する（24時間体制）。この各県の情報センターへは自衛隊、警察、消防、海上保安庁等からの情報も直接入ることとし、県、市町村、地域の自衛隊、企業等を連携した災害データの地域情報ネットワークが形成され、即応性のある情報収集・伝達体制を整えることができることになる。

また広域災害の場合に備えて、近隣の情報センターが保有する情報を統合する広域センター的機能を特定の県の防災情報センターに持たせることも必要と思われる。万一その県が被災し情報センターが使用不能となった場合でも、地域情報ネットワークにより、即座に他の県が代って広域センターとして活動できる仕組みにしておくことも必要である。

さらに情報の充実を図るため、民間情報の活用を促進する必要がある。具体的には24時間体制のライフラインに関わる災害情報等（水道、電気、ガス、通信、鉄道、道路、運輸、マスコミ、警備会社、ガソリンスタンド等）の民間保有情報も広域防災情報ネットワークにリアルタイムで提供される様な民間の協力体制の整備が必要である。

また、これらのネットワークが保有する地域の防災および災害情報は、内閣情報

調査室および今後検討される予定の常設の危機管理組織にも連携し、中央と地域の情報の一元化を図ることが重要である。

なおここで留意すべき点は、ネットワークが機能するために必要な関係各機関からの情報提供にあたっては、個人のプライバシー保護や企業活動への影響ということを考慮しつつも、各々が保有する関係情報を積極的に公開し、共有することが重要であるということである。

情報の分析、評価、対策の助言ができるインテリジェンス機能を

各県の防災情報センターは、知事の目となり耳となり頭ともなるので、リアルタイムでの情報モニターを平時、非常時にかかわらず実施し、防災情報の蓄積、更新に努めねばならない。特に、非常時においては、情報の分析、評価、および対策への助言ができるインテリジェンス的機能を持つことが重要となるため、危機管理意識と分析能力の高い防災専門家の一層の育成と活用が望まれる。

ネットワーク情報のテレビ、ラジオへの連結

被災地での混乱の沈静化、二次災害の回避、他地域への的確な情報提供等のために広域防災情報ネットワークを活用し、マスコミ、パソコン通信等へ適時・適切な情報提供を行うことも検討する必要がある。例えば、現地映像等をリアルタイムで提供する災害専用のテレビ・ラジオ放送スタジオを、各県の情報センターに併設し、NHKや民間放送局がその内容を活用し、一般市民に向けて放送できるようにすることを提言したい。

多機能情報収集ヘリコプターの自動発進

今回の大震災で指摘された問題の一つは、災害発生直後に自動的に情報収集体制が作動しなかったことである。そこで、暗視カメラ、映像電送装置付きのヘリコプター（広域、警察または自衛隊等で保有）を、一定規模以上の災害（例えば地震の場合は震度5）が発生した場合には、自動的に発進させ、情報収集を開始すること

にしてはどうか。

なお、国においても警察庁、消防庁、防衛庁のヘリコプターの活用について検討しているとのことであるが、広域レベルおよび各地方自治体でもヘリコプターの活用について早急に取り組む必要がある。

地理情報システム（GIS）の導入

広域防災情報ネットワークは、地域社会や地域経済に対する安全保障的機能を持つものであり、その成否は、今後の情報インフラの整備にかかっていると言っても過言ではない。そのためにも、情報データベースの充実およびネットワーク化の設備投資を社会資本と考え、国、地方自治体および民間が協力し早急にその実現に取り組む必要がある。

その一例として、地理情報システム（Geographic Information System : GIS）の早期導入が考えられる。（GISとは、あらかじめパソコンソフトに入っている白地図に様々なデータを入力して一元的に情報を管理するシステムであり、地質、地形、断層等の自然条件および人口分布、建物、道路等の社会条件の数値データを組み合わせ、地図表示によって分析、集計するもの。さらに地震情報を入力することによって地震の影響も地図上で分析可能である。）

これは、災害発生初期の被害規模の推定、初期救護地点の選定、防災措置内容の決定等に有効であるが、各種情報のデータベース化、そのための仕様の標準化、情報通信網の整備等が課題である。上述のヘリコプターからの情報もGISに活用すれば、さらに効果的である。

関西地域を広域防災情報システム先進モデル地域に

広域防災情報ネットワークの構築については、広域防災情報システム先進モデル地域を設定して推進するものとし、まず今回被災した関西地域をモデル地域に選定してはどうであろうか。そして、既存のシステムや最先端のマルチメディアを駆使し、バックアップ体制を完備した次世代型の情報インフラを整備するとともに、既存の行政防災諸体制に効率的に組み合わせ、経済的にも行政的にも実効のあるもの

にするために、総合的な広域防災情報システム研究プロジェクトを国、地域、および企業が共同して早急に立ちあげる必要がある。検討すべき内容として、例えばテレビ会議システムや衛星通信システムの活用、企業の専用通信回線の活用、次世代型携帯電話の活用、地域情報ネットとしてのインターネットの活用等が考えられる。

(2) 対応体制の確立

今回の震災において、国、地方自治体の即応体制について、様々な問題点が指摘されている中で、アメリカのFEMA（Federal Emergency Management Agency：連邦緊急管理庁）に対する関心が高まっているが、そのまま模倣するのではなく、日本の土壌に適した組織を検討することが重要である。つまり非常時の危機管理組織の常設化は必要であるが、根本には危機意識の問題があり、国、地方自治体、企業、市民それぞれの相互補完的役割の明確化が重要である。

そこで、初動体制における関係行政組織の大規模かつ自動的な行動開始のモメンタムが内在され、かつ国と地域において行政機構の不必要な肥大化を伴わない形で体制の整備および関係諸機関の機能のプログラム化について提言したい。

国の体制について

短期的：首相の権限強化と、内閣にアドホックな危機管理委員会を

一定規模以上の広域災害（社会の安全に対する脅威を含む）の発生時には、縦割りの行政機関を円滑にかつ相互に連携させて初期対応ができるように、首相が閣議の開催を待たず、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等関係中央諸機関の機能を一元的にコントロールできるものとし、そのための補佐機関として関係省庁の幹部からなるアドホックな危機管理委員会を設置し、内閣官房長官がその任にあたることとする。なお、情報収集・連絡体制については、平成7年2月21日に閣議決定されており、今回提言する危機管理委員会はその組織の活用であるので、組織の重層化にはならないと考える。

中期的：危機管理の常設機関を

アメリカのFEMAのような、災害対応を横断的に指揮し、予防、初期対応、復旧等に関する諸活動を統合する常設機関の設置を検討してはどうか。この常設機関は、災害対応に関する詳細なプログラムを関係諸機関の合意の下に作成し、各機関を機能別にマニュアル化するとともに、危機管理の専門家を中心に人員構成することにしてはどうか。さらにロサンゼルスの上スリッジ地震の際のFEMAの様に、まず“疑わしきは行動する”をスローガンにしてはどうかと考える。

この常設機関は、統合参謀本部的機能を有し、一定規模以上の災害の場合、ただちに現地本部を設置し、災害対応関係の各省庁、各機関および地方自治体との間で対応の総合調整を行うこととする。なお、災害対応の中心は、あくまで地方自治体であり、このような危機管理の常設機関は、中央政府の人的、物的資源の効果的投入が可能となるよう総合調整することがその役目である。

危機管理の常設機関としては、例えば次の様な形が考えられる。

- ①内閣官房の中の安全保障室を強化またはグレード・アップする。この場合、国土庁防災局との調整が必要となる。
- ②国土庁、特に防災局を人的、財政的に強化する。この場合、関係省庁との総合調整を行うに際し、強力なリーダーシップを発揮するために、内閣総理大臣を本部長とする対策本部（国会承認を必要とする緊急災害対策本部とは異なる）を新設し、国土庁をその事務局とすることにより権限のバックアップを図ることも考えられる。
- ③アメリカの大統領府の直接指揮によるFEMAのように、各省庁に分散していた緊急事態の管理業務を整理統合した新しい組織を設置する。

いずれの形態にせよ常設機関を効率的かつ効果的に活用するには、多少の試行錯誤はやむを得ないものと考え、むしろこの常設機関の使命について、常に国民から強い関心を示し続けることが重要である。

地域の体制について

知事がリーダーシップを発揮

非常災害における第一義的な対応責任は各自治体の長にあるが、特に広域災害の場合においては、各都道府県の知事がその責任を持つべきである。知事は直接選挙で選ばれており、議院内閣制の下での総理大臣と比較すれば、その権限の発動はより直接的かつ強力であるといえる。この点、知事は、まず自治体の防災能力の強化を自らの手で積極的に推し進めるリーダーシップを発揮する必要がある。

防災のプログラム化

次に地域防災システムを確立するために、近隣各県と広域防災相互協力協定（政令指定都市を含む）を締結し、防災のプログラム化を図ることが望ましい。すなわち、どの県からどのような物資をどの集積地へ運ぶのか、どのような技能者をどの場所に派遣するのか、またヘリコプターの広域運用も含めた具体的な搬送方法をどう確保するのか、等のプログラムを事前に作成しておく必要がある。

また今回の大震災のように、自治体自身の被災による混乱から要請が遅れる場合が想定されるので、自治体、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、関係各省庁、公共機関等があらかじめケース別にメニューを用意し、役割分担も含めプログラム化しておくことが重要である。一方、国の危機管理常設機関の現地本部と知事が調整することにより、消防、警察、自衛隊等も含めた統一的な災害対応も達成されるのではないか。

望ましい地域防災システム

望ましい地域防災システムとは、災害発生後、ただちに知事は広域防災情報ネットワークの情報を県の防災情報センターから入手するとともに、防災専門家からアドバイスを得て、国および広域防災相互協力協定のある各地方自治体に情報連絡を行い、各関係者はプログラムにしたがって自動的に行動することとし、同時に知事はまず自県の防災計画のマニュアルに従って災害対応にあたるが、国の危機管理常設機関の現地本部と調整の上、国からも必要な組織的支援を受けることができるというものである。

広域的な緊急医療救護体制の確立も急務

加えて県は県内の市町村間に止まらず、広域的な緊急医療救護体制を確立することも急務であり、その中には、搬送体制、広域救護病院の指定、医薬品等の確保なども含むものとする。

(3) 広域訓練の実施

訓練の意義：システムの検証、フェイス・ツー・フェイスの役割分担

例えば自衛隊への出動要請が遅れたことや情報通信網の途絶など、システムがあっても必ずしも十分に機能しないことが今回の震災で露呈したことから、防災の各システムが有効に機能するか否かを検証し、危機意識の継承を図ることを目的に、過酷な条件設定の下で、シュミレーション訓練や実戦的な訓練を定期的を実施することが重要である。さらに訓練の機会を通じて、コミュニティー、市町村、都道府県の各レベルで消防、警察、自衛隊、企業、ボランティア等とのコミュニケーションを深めるとともに、フェイス・ツー・フェイスで役割分担の確認をしておくことが必要である。

地域防災協議会の設置

国の危機管理常設機関の重要な役割の一つは、こうした訓練の総合計画、調整を行い、危機意識の醸成、具体的な災害対応の熟練を促進していくことである。

一方、地域においては、関係者による地域協議会を設置し、地域の防災関係者間の平時からの緊密な意思疎通、および訓練に関する相互調整を行うことが重要である。なお地域協議会のメンバーは各自治体の防災会議とは異なり、行政や企業の実務の責任者クラス、コミュニティーやボランティアのリーダー等が参画するものである。

公務員に防災教育を

また国や地域の公務員については、非常時の行政機能の低下を最小限に止めるとともに、危機管理意識の醸成を図るため、採用時および定期的に非常時対応の教育や広域訓練への参加等を実施することが重要である。

1月17日を阪神淡路大震災の日に

今回の大震災の教訓を次世代に引き継ぐとともに、犠牲者への弔意を表すため、関西地域においては、9月1日の防災の日に加え、毎年1月17日を阪神淡路大震災の日として、多数の関係者が参加して広域防災訓練を実施していくことを提言する。

提言2. 自衛隊の役割の見直し

災害派遣の再評価

自衛隊の本来業務は、外からの脅威に対する防衛であるが、内なる自然の脅威に対しても自衛隊法83条で災害派遣できることが規定されている。今回の大震災の初動時において、第一線部隊の活躍に比べ全体のシステムとしては問題はあったが、数日後には2万人近くの人員を投入し自己完結的な装備、移動手段等を保有してパワフルな救助活動を息長く行ったことにより、自衛隊は被災者、地域の期待に応えたといえるのではないか。大規模災害時対応における自衛隊の役割を再評価し、市民の生命、財産を守るという位置付けを地域の防災計画などにおいてより明確にする必要がある。

防衛計画の大綱見直しへの反映

その上で、昭和51年10月に国防会議および閣議で決定され、約20年振りに再検討が行われている防衛計画の大綱見直しの機会に、災害対応のための情報の把握、救助、物資供給等に必要な機器や装備類の充実、人員の強化・再編成等を盛り込むことを検討してはどうであろうか。

予備自衛官制度の活用

また、現在、陸、海、空合わせて約4万8千名が任用されている予備自衛官については、自衛隊法で防衛召集と訓練召集に応ずべきことが規定されているが、これは防衛上の有事のみを想定している。今回の大震災時の経験から、この予備自衛官制度を大災害時にも活用できないのか、さらに進めて防衛出動とは別に災害出動のみの役割を持たせた予備自衛官の制度の設置も検討に値するのではないか。

初動体制の充実

- －自衛隊の役割をプログラム化
- －訓練を通じ、コミュニケーションの確保

初動時の問題については、例えば大地震発生と同時に直ちに偵察機やヘリコプターを活用し情報収集にあたる即応性の問題と、一旦隊員が基地に集結し、物資、機材等を整えて部隊編成を行い現地に向かう対応力とは分けて考えるべきであろう。

まず情報収集については、あらかじめ客観的な出動基準を作成し、これを満たせば、自動的に出動することとする。また部隊による災害救援出動については、原則は要請主義であるが、地方自治体ならびに消防、警察等の関係機関との平素からの防災に関わる情報交換を密にし、自衛隊の役割をプログラム化しておくと同時に、防災訓練の機会を通じて十分コミュニケーションを確保しておくことが重要であろう。静岡県では、自衛隊の各部隊の市町村別分担、災害派遣集結地として小中学校・公民館など、また予想される被害激甚地域に対する救援経路等が防災計画で明確にされている。

なお、被災自治体から要請を発信できないケースも想定して、官邸機能の強化に併せて首相が緊急出動命令のような直接的な指揮権を行使できるようにすることが望ましい。

シビリアンコントロールの確保

自衛隊に対するシビリアンコントロールについては、文民である首相が内閣を代表して自衛隊に対する最高指揮権を有し、防衛庁長官は首相の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括することが自衛隊法に規定されている。また、国会の自衛隊に対するコントロール権、防衛組織における非自衛官と自衛官の関係でも担保されているといえる。

このような枠組みの中で、自衛隊法第83条2項では、例外的にはあるが、自衛隊の自主的な災害派遣が認められており、また同条3項では施設近傍の災害に対して部隊を派遣することができると規定されている。

大規模災害発生時の自衛隊の災害派遣については、シビリアンコントロールの原

則維持の重要性に鑑み、これを十分に担保する観点から、地域または県と自衛隊は事前に防災協定を締結し、その中で自衛隊の災害派遣に関する具体的計画を明記することが望ましい。

提言3. コミュニティーの一員としての企業の役割

(1) 企業固有の危機管理が大切

今回の大震災において、企業が本来の産業活動を継続あるいは早期に機能回復できることが、被災者、地域の立上りに極めて有意義であったことから、各企業は、改めて、自社およびグループ企業のみならず、販売・調達等の関係会社、および同業他社を含めた危機管理体制を見直すことが問われている。

企業が得た大震災の教訓を広く共有

また、その際、迅速な初動、トップの決断、共同支援体制など危機管理に優れた企業もみられたことから、これらの活動事例を集約し、得られた教訓を水平展開することにより、他企業だけでなく、自治体、国等の防災対策にも活かしていくことが期待される。

(2) 地域防災への貢献（企業の社会貢献）

企業は活動の拠点がコミュニティとともにあることを忘れてはならない。また今回のような大災害に対しては、企業は行政、個人とともに、相互補完的な立場としてそのポテンシャルティを最大限に発揮する使命がある。我々企業は今回の震災を契機として、新たな企業理念を再構築すべく、次の取組を推進していきたい。

なお自社の社員のみを対象とした救援活動は、コミュニティの一員としての企業の活動として適切ではないという指摘には耳を傾けるべき点もある。

経済団体の窓口機能の強化

まず経済団体の取組みとしては、ボランティアの組織化支援、現地ニーズに応じた企業への支援呼びかけ、提供できる物資等の登録制度の開設などがあげられる。

これらの取組みを推進していくためには、例えば経団連が社会貢献部を設置し、1%クラブを支援しているような例に倣い、経済団体の機能強化による参加企業への支援体制の確立が必要である。

業界団体と自治体との協力協定を

また業界団体としては、災害時における人的、物的資源の提供等について、事前に国、自治体等と協力協定を締結し、提供できるメニューの内容を詰めておくとともに、即応体制の整備も進めていく必要がある。その際、提供できるメニューに応じて有償・無償についても整理しておく必要があるだろう。例えば、チェーンストア協会の流通在庫の提供やトラック業協会の輸送手段の提供などがあげられる。

企業ボランティアとしてできること

次に、企業自身のボランティアとしては、先述したように企業の保有する専門家、支援可能物資、避難場所として提供可能な施設等を経済団体等に登録し、被災地からのニーズに応じて提供できる体制を整えるなど、企業資産の活用、提供を通じた積極的な地域貢献を行っていく必要がある。

具体的には、各社の在庫商品、非常用の備蓄物資等の提供のほか、保有する車両、船舶や重機類、各種厚生施設等の提供が考えられる。さらに企業として人命救助隊、応急建物危険度判定士等の災害時に役立つ専門的技術保有者の日頃からの育成と、その緊急時の派遣等も前向きに取り組んでいく必要がある。

また従業員自身が被災地域でボランティア活動できるように、業務優先原則の修正（出勤扱い）やボランティア休暇制度の設置等により支援を行える体制作りも重要である。

コミュニティーとともに考える

先述したように、企業はコミュニティーの一員であり、工場や店舗などの施設を立地しているそれぞれのコミュニティーに対して、企業は防災面でどのような貢献

ができるのかを真剣に考え、地域特性、企業特性に応じた地域共生をさらに図っていくことが重要である。事例としては、社内診療所の災害時住民開放、町内会等への緊急連絡放送システムの設置、地域との物資供給協定の締結、社屋内での飲料水または防火用水としても利用可能な水の備蓄などがあり、先進企業の事例を積極的に自社に取り入れていくとともに、コミュニティの防災活動への能動的参画が求められる。

企業の保有災害情報を活かす

今回の例でも見られるように国、自治体等の夜間、早朝の情報収集体制は相対的に弱くならざるを得ないため、24時間体制で地域展開しているライフラインを中心とした各企業の災害情報を、国や広域防災情報ネットワーク（県）に対してリアルタイムで提供し、被災状況や災害規模の早期把握の一助となるように協力していくことも必要である。

国からのバックアップも必要

上記の企業の地域防災への貢献に対し、国が税制面での優遇措置、低利融資制度等を講じ、バックアップすることによって企業の防災へのインセンティブを高めることが求められる。

防災優良企業として表彰

また企業の地域防災への貢献度、防災体制の充実度合を評価し、優れた企業を防災優良企業として表彰し、公表する制度を作ることにより、企業の社会貢献活動をPRするとともに、各社のイメージアップにも貢献する。

提言4. 危機意識に目覚めた逞しい市民

(自助・自立能力の確保と、社会的弱者への暖かい配慮)

逞しい市民であるために

今回の大地震は、第2次世界大戦後経済復興し、高度成長を遂げ安全で豊かな市民国家となった日本の大都市における初めての大地震となった。その意味で、被災市民に止まらず、広く国民が忘れていた危機意識に目覚めたといえるのではないかな。また、今回再認識されたことは、家屋が16万棟も焼失、全半壊したような大災害時には、救援活動もさることながら、市民自身もクライシス・マインドを持った逞しい存在であることが、自らの生命、財産を守るとともに救援活動の負担を軽減したり社会的混乱を避けるために重要である。そのためには、静岡県のようにまず日頃から食料や水の備蓄（72時間分程度）、応急資材の常備などを心掛けるとともに、自宅設備の点検、強化を行い、大災害初期における自らの対応力を備えていることが望ましい。（別紙）

コミュニティーレベルでの対応能力

- －自主防災組織に人材台帳、防災地図を
- －継続して実戦的な訓練を

破壊的な大災害では、個人の力には限界があり、また行政等の対応も十分ではないため、初期消火から救助、避難、避難所の運営まで、コミュニティーにおける自主防災組織の役割は極めて重要であり、その育成、強化を図る必要がある。

例えば避難所、防火用水、井戸水、医療機関、地域の危険箇所などの情報をコミュニティーで共有し防災地図を作成することや、コミュニティーに在住する防災関係の有資格者や専門家の人材台帳を作成することが勧められる。自治体としては、町内集会所、市民ホール、公園等の公共的な施設に対して避難所、食糧備蓄所としての機能付加を行い防災拠点作りを進めるとともに、自主防災組織の活動を支援し

ていくことが必要である。

またコミュニティ・ネットワークの強化を図るためにも、平時から近隣のコミュニティと共同で継続的かつ実戦的な防災訓練を実施していくことも重要である。

社会的弱者への暖かい配慮

ここで留意すべき点は、高齢者、心身障害者等の社会的弱者に対して、行政を中心に、コミュニティ、ボランティア等を含んだ形できめ細かな対応が、災害時には平時以上に必要であるという点である。その対応方法については、各自治体の防災計画マニュアルの中に十分盛り込んでおくことが重要である。

サバイバルマニュアルの配布と学校教育による危機意識の継承

スイスのように自主防災・防衛活動が熱心に行われている国に倣って今回のサバイバルの好事例（行政、企業、市民、コミュニティの各主体別に）を集約して水平展開するとともに、①大災害が発生した場合の具体的行動計画、②常日頃から備えるべきこと、③コミュニティでの自主防災活動、④防災訓練、⑤防災関連施設データ等の必要な防災情報を満載したサバイバルマニュアルを作成し、全市民に配布して危機意識を継承していくことを忘れてはならない。

また併せて、今回の大震災から得られた教訓に基づく防災教育を学校教育に盛り込み、防災知識の普及を図るとともに、避難訓練、ボランティア活動の実践をカリキュラムに組み込み、次世代への危機意識の啓蒙と継承を図ることとする。

提言5. 被災者への情報提供

被災者のニーズにあった情報の的確な提供を

大災害の発生時に停電や通信手段の途絶が生じた場合、被災者は自分達がおかれた状況や取るべき対応について適切に判断するための情報を入手することが困難になる。災害発生後、秩序が回復する過程が見えないと、新たな混乱、不安の発生を助長することになりがちであり、また誤った情報の流布は、被災地に混乱を招くのみならず、時には治安の悪化を招く危険すらある。このため、被災者が必要とする情報の、正確かつ時宜を得た発信、そのための情報の一元化は非常に重要である。

被災者個人個人の置かれた立場によって必要とする情報は異なるが、社会的弱者への対応にも配慮しつつ、各々のニーズに合致した正しい情報を、被災者に見える形で発信するための仕組み作りを行うことが必要である。

被災者に対する行政のワン・ストップ・サービスの提供

大災害時には、被災者にはさまざまな行政サービスが必要となるが、そのための情報をきめ細かく市民に提供するためには、役所の出張所、分所を被災地域内各所に開設し、一か所で必要な情報がすべて入手でき、また必要な手続き関係がすべて実施できるような機能を持った、行政側のワン・ストップ・サービスの体制が望まれる。しかし行政の肥大化を招かないためにも、開設場所（例えば学校、郵便局など）および従事者について十分検討する必要があるとともに、ワン・ストップ・サービスの内容のマニュアル化を実施しておく必要がある。

多様な情報伝達方法により被災地にくまなく情報提供を

行政からの被災地への情報提供方法としては、広報車等ではその周知できる範囲に限界があり、特に道路が損壊している場合などは住民への必要な情報提供が行き届かない場合がある。こうした場合にはヘリコプター、セスナ機などにより、被災

地上空から住民に対し避難誘導や各種情報提供を行うことで、たとえ停電によりテレビやラジオといったマスメディア情報を入手できなくとも、同時に多数の市民に同じ情報を提供することが可能となる。さらに同様の必要性から、地域のすべてのエリアをカバーする防災無線の設置も、コミュニティー単位で進めていく必要がある。

また活字メディアも、印刷物という特性から、大量の情報を整理した形で正確に伝達することに優れており、情報の整理・保管という面からも有効であることから、行政はじめ関係機関からの新聞等への積極的な情報提供が重要である。なお被災者への配布については、オートバイ、自転車の利用や、場合によってはスタンド売り形式にするなど、より合理的、効率的な方法の検討が必要である。

インターネットを活用した被災者による安否情報の入力

今回の大震災においては、安否を気遣う電話が被災地内外から殺到し、必要な緊急連絡を行うための通信回線の確保が難しいといった事態が発生した。こうした情報の伝達についても、今後マルチメディア技術を用いた効率的なシステム（例えばインターネットシステムやパソコン通信）の利用を検討する必要がある。具体的には、指定された避難場所や防災関係の施設に通信端末を設置し、被災者がこれに自分達の安否情報を入力することで、一度に大量の情報が多くの相手に提供できることになる。さらにその内容を被災地外で入手できれば、被災地における通信負荷の軽減も期待できよう。

国際化時代にあった外国人対応の必要性

近年、日本の国際化が加速度的に進展してきており、平成5年度には日本に入国した外国人は375万人に及び、またわが国の人口の1パーセントを超える外国人が現在国内に居住している。こうした現状に鑑み、今後、外国人労働者や観光客等に対しても適切な防災対応を講じていく必要がある。

そのためには、平時から、日本への入国時や外国人登録の機会を活用し、非常時の連絡先や注意事項等を記載したパンフレットを配布する等、それぞれのニーズに

応じた防災情報を多言語で提供できる制度を整える必要がある。

また、非常災害時には、多言語によるFM放送局の活用により、外国人が必要とする情報を適切に提供できるような体制づくりが必要である。

提言6. 内外のボランティアへの対応

有効なボランティア活動

大災害発生時には、被災地の各所で様々な問題やニーズが発生するが、災害の規模が大きければ大きいほど、行政によるきめ細かい対応は困難になる。このような場合には、必要な場所における機動力のあるボランティア活動の展開が非常に有効である。特に災害発生当初においては、救援、消火活動を最優先する必要があるが、こうした状況下では、特種技能保有者によるボランティア活動が有意義である。例えば、医師や看護婦等の医療関係有資格者、土木建築技術者、重機の運転資格保有者などの協力は非常に大切である。

ボランティア活用体制の確立とその支援

しかし今回の震災において、こうした善意の申し入れが、受け入れ体制の不備から十分に活用できなかったことは、今後課題を残すこととなった。こうした能力や技術を、災害発生後迅速に送り手、受け手の双方が効果的なネットワークを形成し活用できるようにするには、地域と機能の二面で平時からボランティアグループ（例えば医療関係者、看護資格者、応急建物危険度判定士など）を組織、育成し、そのリーダーも育てていくことが必要である。特に有資格者については平素からボランティアとしての登録を行い、必要時には行政と連携しながら迅速に活動を展開してもらい、また協力を依頼できる体制を構築しておくことが望ましい。

またこうしたボランティア団体の活動を制度的に支援する仕組み作りも重要であり、ボランティア団体を育成するための特別税制や活動支援の基金の創設、さらには活動を通じて発生した事故時の補償や保険制度等といった支援措置についても検討する必要がある。

不十分だった外国からの援助申入れへの対応

今回の大震災での甚大な被害に対して、多くの国からあたたかい援助の申入れが多数寄せられたが、対応窓口の混乱や統一的なルールがなかったことから、適切に対応できず、日本の危機管理能力の欠如であると受け止められた。

各国からの申入れは、基本的にはボランティア・ベースであるため、受入れの可否判断は日本側に決定権があるものの、その返答が遅れたことについてはシステム上の問題が露呈した形となり、緊急時の迅速な対応を可能とする制度の整備が必要であることが痛感された。

受入れ体制整備の必要性和今後の海外支援のあり方

少なくとも海外からの援助の申入れへの対応窓口の一本化（例えば外務省）を図るとともに、対外的なワン・ストップ・サービスが実施できる制度の構築も必要である。また基本的な点（救援隊、医師、物資の申入れ等）についてのマニュアル化は、関連する省庁内で整備をしておく必要がある。

国際的には、毎年大きな自然災害が世界各地で発生していること、情報化や交通手段の高度化が進んできたことから、今後はあらかじめ各国が他国の災害対応を支援できるような組織を国連との協力の下に常備するとともに、被災国の要請に基づき、各国の特色に応じた救援活動を行えるような国際協力体制の構築を考えていく必要がある。

提言7. 交通規制と輸送ルートの確保

一元的な通行規制の実施

今回の阪神・淡路大震災の被害を拡大した要因の一つに、道路の大渋滞が上げられる。地震により鉄道や高速道路といった交通網が遮断された上、狭い道は倒壊した家屋や塀などによりあちこちで通行できなくなったため、いきおい避難しようとする住民と、安否を気遣ったり援助物資を運搬しようとして他の地域から流れ込んできた人達の車が、幹線道路に集中、停電による信号機の機能停止とあいまって大渋滞が発生し、さらにこれが緊急自動車の通行を大きく阻害することとなった。

したがって、大災害の発生時には、通行可能な車両の種類や量を制限し、消火、救援活動などに支障を来さないようにする必要がある。具体的には、地域で災害が発生した場合の緊急使用道路をあらかじめ指定し、これを平素から住民に十分周知しておき、また緊急使用道路自体が災害により破損した場合には、行政の担当部署がただちに原状回復策を講じることとする。通行を認めるべき車両については、災害発生後48時間以内は消防、警察、自衛隊等の消火、救命を中心とした輸送を主体とし、食料品などの援助物資の輸送は最低限にとどめる必要がある。さらに災害時に必要とされる緊急自動車を事前に届け出、登録しておくことで、通行制限の有効な適用が期待される。しかし余震が続く中、鉄道も利用できない状況下で老人や子どもを抱えた家庭が自家用車で避難するのを規制することは、かえって被災地に負担を強い、混乱を招くことになりかねないことから、交通規制を行うに際しては、適切な避難場所や誘導體制の確保が前提となろう。

また路上に放置された車両も、道路を塞ぎ、渋滞の一因となったことから、警察に新たに放置車両の排除権限を持たせるとともに、広域防災情報ネットワークの情報を併せて活用することにより、地域全体で一元的な交通規制を行い、非常時に対応したスムーズな道路事情を確保する必要がある。

陸、空、海の総合的な輸送体制の確立を

大災害の発生時には、道路や鉄道などが寸断され機能停止に陥る場合が多く、またわが国は地域によって地理的条件が大きく異なることから、その地理的特性に応じて陸路、空路、海路を機能的に組合せた、緊急時の通行・運搬手段の運用体制の確立を進めていく必要がある。

陸路については、前述の通行規制の他、今回の大震災において各所で道路網が寸断された中でオートバイの機動力には目を見張るものがあったことに鑑み、渋滞時や路面の損壊時における医薬品の搬送や情報連絡等を目的としたオートバイの活用を検討することが必要である。

また空路については、被害状況の把握、救命、消火、要員派遣、医薬品等の搬送などのためにヘリコプターの利用が非常に有効であり、今後、ヘリポートの確保といったインフラを含めた体制整備に努める必要がある。具体的には、災害時利用を目的としたヘリポートの設置許可を防災計画に合わせて事前に取得しておき、一定の距離間隔で、学校の運動場やビルの屋上等を非常時にヘリポートとして利用できるようにしておくことや、ヘリコプターの操縦資格保有者の養成と事前登録等をしておくことなどが重要である。また既存の空港についても防災、救援活動の拠点として位置付け、危機管理体制の中に組み込んだ積極的な活用が望ましい。

さらに、わが国の都市は、海沿いや、比較的規模の大きい河川の流域に立地していることが多いこと、船舶は大量の資機材や人員の運搬にも適しているほか、設備の整った避難所としても活用することが可能であることから、船舶も利用した救援体制も積極的に検討すべきである。

おわりに

このたびの緊急提言は、1月17日の大震災発生から約3か月でまとめあげたものである。

まず、行政については、大規模災害時の即応体制として、

- 1) 国に常設の危機管理組織をおき、被災規模の早期把握と大災害対応の一元化を図るとともに、関係各機関の役割のプログラム化を推進すること
- 2) 地域に相互応援体制を確立するとともに、広域防災情報ネットワークを構築し、災害情報の早期把握、分析、評価を行うものとし、そのためにまず関西地域をその先進モデル地域とする、さらに自治体、警察、消防、自衛隊等の役割についてもプログラム化を図るとともに広域訓練を通じて緊密なチームワークを形成すること

により、緊急時に効果的な即応体制を確立することを目指した。

次に、コミュニティーの一員としての企業の社会貢献に関し、我々企業が保有している情報や、人的、物的資源をどのように活かすべきか、また経済団体、業界団体はどの様に取り組むべきかについても思いのほどを訴えることにした。

さらに、市民、コミュニティーについても、自助、自立能力の確保という観点から、どうすれば未曾有のクライシスに対応していけるのか、危機意識をいかに継承していけばよいのかについて、考えをまとめたものである。また、今回活躍したボランティアの望ましい方向についても一言触れることとした。

以上の提言は、阪神淡路大震災の被災地から、被災者としての体験をベースに行うものである。日本が世界有数の「地震大国」であることは、これからも不変であり、国民の生命、財産を守ることは、すべての国および地方自治体の基本的使命である。日本のどこかに、あるいは世界のどこかに大規模災害はまた必ずやってくる。今回の我々の提言が少しでもその被害の軽減に役立つことができれば幸いである。

今回は緊急提言ということから、大規模災害時の危機管理体制に焦点を絞って提言を行った。したがって世界平和研究所副会長の赤澤璋一氏が述べられている「地震予知」「地震行革」の必要性や、国、兵庫県、神戸市等で検討されている大規模災害後の復旧、復興計画のあり方等については、提言するには至っていない。我々としては、この4月から始まる政府の「自然災害・危機管理懇談会」（防災臨調）でこうした問題も含めた幅広い検討が行われることを願うとともに、その成果に心から期待するものである。

平成7年4月 関西経済同友会安全保障委員会

被災者が必要としたものは何か

- ・今回震災により被災された方々から直接聞いた貴重な話や、新聞などの中で、被災者が生存を確保し、必要最小限の生活を維持するために必要としたものを、ハード、ソフト、精神面で整理したものが下の表である。
- ・震災によりすべての物品とすべてのサービスが失われた状態では、すべてのものが必要となる。必要とされるものというのはあくまでも優先順位の問題であり、個々人を取り巻く状況によって、かなり異なるものでもある。
- ・また必要とされるものの中には、最低限の生活を維持するために必要なものと、被災した人々を励ますためのものとがある。言い換えれば生きるための最低限のエネルギー源や必需品を確保する必要があるのと同時に、メンタル・ヘルスのケアにも配慮しなければならない。

《ハード》

[困ったこと]		[必要なもの]
水	飲料水がない	ミネラルウォーター、蒸留水
	便所が使えない	簡易便所
	洗濯ができない	代えの下着
	風呂に入れない	濡れティッシュ、ドライシャンプー
	火災を消火できない	消防水利
	水を運搬する容器がない	ポリタンク
電気	災害情報が収集できない	携帯ラジオと予備の電池
	夜間の行動に支障がある	懐中電灯と予備の電池
	散乱した室内の掃除ができない (ガラス片等が散乱して危険)	箒、モップ
ガス	湯が沸かせない	電気ポット、携帯コンロとガスボンベ
電話	安否確認ができない	携帯通信手段、自転車、バイク

家屋 倒壊	寒さ	毛布、ガソリン（自動車内の暖房）
	瓦礫の処理	軍手、革靴、工具（スコップ、等）
	居場所がない	安全かつ清潔でプライバシーの守れる避難場所 テント、自動車と燃料
衛生	生理現象への対処	紙おむつ、生理用品、下着、常用薬、 簡易トイレ、簡易入浴施設
	病院が混雑、風邪が蔓延	医薬品、医師と看護婦
	ゴミが長期間放置されている	ゴミ焼却施設、廃棄施設
	遺体処理や葬儀ができない	

《ソフト》

〔困ったこと〕	〔必要なもの〕
生活情報の不足 （物品や水の配給日時と場所、交通 機関や医療機関の状況、災害発生 状況、各種行政サービス）	正確できめ細かな生活関連情報の隅々ま での伝達
建物の安全性が判断できない	損壊建物の強度チェック
行政関係の情報の不足、混乱	各種情報の正確な伝達、 平等な取扱い（罹災証明書の発行、義援 金配分、等）
知人の安否が不明	マスコミの安否情報、携帯通信機器
学校教育の中断	転校、疎開できない子どもへの教育

《精神面》

〔困ったこと〕	〔必要なもの〕
ストレスが溜まる	嗜好品（茶、コーヒー、煙草、酒、等） 趣味のもの（音楽、絵画、ゲーム類、 書物、ペット、等） カウンセラー

阪神大震災における企業の危機管理に関するアンケート調査結果

発送数：関西地域の48社

回答数：36社（回答率：75%）

自由記入方式で実施。

1. 今回の大震災において、貴社の危機管理はうまくいきましたか。

『ほぼうまくいった』、『被害が大きかったわりにはうまくいった』、『反省点はあるがうまくいった』等比較的うまく対応できたと評価する意見が31社(86%)に上った。

《意見紹介》

○災害対策本部の設置等概ねうまくいった。当社の設備監視は24時間体制にて行っており、支社災害対策室についても常時設置しているなど非常時に備え、常に危機管理体制をとっている。なお、災害対策本部については、災害の規模により設置することとしている。

TOPへの速報

現地対策本部の設置 AM7:00から順次設置

支社災害対策本部の設置 AM8:30支社長指示により、AM9:00に設置

(通信)

○(1)震災直後の数日は、情報・物流面で混乱したが、その後は、従業員・顧客の安全確認、被害状況確認、生活物資の補給、商品（石油製品）の配送が順次スムーズに行われた。

(2)甚大な被害は出たものの、2次的な混乱は最小限度に抑えられ、社内・顧客との信頼関係が強化された点で危機管理はうまくいったと思う。（石油・石炭）

○職員の安否確認について、連絡網の整備が徹底されていなかったため、全員の確認に1週間を要した点が反省される。また、緊急時の通信手段や物流ルート確保等の課題が残った。（国、地域行政等との連携の強化が今後の課題である。）

(生命保険)

○生産事業場における緊急時の処置、復旧、あるいは物流手段の確保等、事業活動における従業員・家族の被害が余りにも甚大であったため、初期の救援活動が不十分であった。

(医薬品)

2. 貴社では、誰が危機管理の初動措置を指揮されましたか。

何らかの形で社長自らが初動措置の判断を行った企業が13社（36%）、『担当役員を対策本部のヘッドとして対応した』等担当役員が指揮したとする企業が、17社（47%）、それぞれの現場で対応したとする企業は11社（31%）であった。（重複回答あり） 役員の指揮のもと、被災地に近いところで対応を行っていたとの回答が多く見られた。

《意見紹介》

- 副社長を本部長に災害対策本部を本店に設置し、併せて東京本部にも災害対策部を設置し、初動対応を行った。震災直後、社長が社内衛星放送を通じ被災地へのお見舞い激励を行った。また、神戸等の被災地では、それぞれ支社長が指揮をとった。
(生命保険)
- 被害の多くが工場部門であったため、工場長が中心となって初動措置を指揮した。一方本社部門でも人事担当役員が、総合事務局となり従業員対策、工場復旧対策、資材調達対策、物流対策等、機能別に担当部門が情報収集及び支援対策を推進した。
(機械)

3. 震災直後の初動措置でうまくいったことは何ですか。

『社員の安否の確認』に関すること(20社:55%)、『被災事業所・社員への救援物資の輸送』に関すること(22社:61%)と、多くの企業が社員の安全を重視し、その確保に成功したと評価している。

また、『事業所・工場の復旧・再開』に関すること(17社:47%)、『顧客への対応』に関すること(16社:44%)、『緊急輸送ルートの確保』に関すること(12社:33%)を挙げる企業も多く、事業活動の継続も比較的スムーズにいったと見られる。

『被災地への社会的支援』に関しても11社(30%)がうまく行えたと評価している。

反面、『指揮・連絡』等がうまくいったとする企業は、わずか3社(8%)に過ぎなかった。

《意見紹介》

- 「うまくいった」というより、ライフラインの小売業として店舗の営業、商品の安定供給に努力しただけである。略奪・暴動といったパニックにならず、良かったと思う。
(小売業)
- 交通機関の不通や道路の渋滞等の障害はあったが、他の電力会社、協力会社を含む復旧要員の動員や復旧機材手配が比較的スムーズに進んだ。(電気・ガス)
- 全国から石油ローリーを集めて投入することで、途切れがちな物流を確保できた。
(石油・石炭)
- 医薬品の補給は今日のような場合社会的使命でもあるため、被災地への医薬品供給には全力を尽くし、初期の目的は達した。やや手間取ったが、その後従業員、家族に対する救援活動(食料、水の配布、社宅・寮への受け入れ)を開始出来た。
(医薬品)

4. 今回の初動措置がうまくいった点について、その要因として大きかったことは何だと思われますか。

多くの企業が『経営トップの危機意識の高さ』(5社:14%)や『経営トップの素早い判断』(18社:50%)など経営トップの対応を挙げた。『マニュアル等既存の対策が機能した』(11社:34%)、『社員も含め臨機応変の対応ができた』(13社:36%)

%)など、日頃の積み重ねや反応の早さという企業の特長が生きたとの意見も多かった。東京本社等被災地外の中核拠点、大阪本社など被災地近くの中核拠点があったこと(15社:42%)、『専用回線等通信の確保』(10社:27%)等全国規模の経済活動のための機能もプラスに働いた。

『被災地域への輸送ルートの確保』に関することを挙げたのは3社(8%)に過ぎない。

《意見紹介》

- 支社長が復旧方針を素早く決断し、災害対策本部へ①サービス回復:1月31日厳守、②設備復旧3月31日厳守、③本格整備4月1日以降、を指示。(通信)
- 社員の安否確認に関しては、以前から社員の第2連絡先を登録整備していたことが役立った。また、被災地の顧客への対応に関しては、神戸支店長の判断によるオートバイ部隊編成など、現場での臨機応変な判断工夫が生かされたが、これは常日頃、権限委譲・現場自立自走の風土づくりをしてきたからこそ。(食料品)
- 毎年、机上ではあるが訓練していたので、緊急時の防災マニュアルによる運用ができた。(損害保険)
- 全社にTV会議網を張っていた。(電気・ガス)
- 大阪本社に被害がなかったこと及び、芦屋・西宮に寮・社宅があり、前線基地として活用できた。(商社)

5. 危機管理マニュアルについてお尋ね致します。

- ①貴社では、予め危機管理マニュアルを用意されていましたが、また、マニュアルは必要であると思われましたか。

25社(69%)が何らかの危機管理マニュアルを用意していた。しかし、用意していなかった企業も11社(31%)あった。

今回の震災を経験し、25社(69%)の企業が『マニュアルは必要である』と感じている。

《意見紹介》

- 東海、関東地区の地震を想定したマニュアルはあったが、全社的マニュアルというものはなかった。(食料品)
- 緊急時にとっさの判断をするのは困難なので、マニュアルは必要だと思った。(鉄道)
- マニュアルはなかった。今回のような想定を超えた大災害の場合、仮にマニュアルがあったとしても恐らく的確な対応は極めて困難であったのではないかと。(その他金融)
- 緊急時に最も必要なものは、現場で実情に応じた行動を即決できること、及び中央の支援体制である。従って緊急時の連絡体制、現場への権限委譲以外のマニュアルは不要である。(石油・石炭)

②危機管理マニュアルを用意していた企業（25社）にお尋ねします。

今回の大震災において、貴社が用意していた危機管理マニュアルでの対応はうまくいきましたか。

『ほぼうまくいった』と評価する企業は14社（56%）、『マニュアルが簡単過ぎた』『マニュアル通りにはいかなかった』等うまくいかなかったとの評価も7社（28%）あった。

《意見紹介》

○工場、物流センター等においては対応が十分であったが、その他の部門においては日頃の備えに甘さが見られる部門もあった。（医薬品）

③どのような点が、想定を超えていましたか。

また、どのような点を見直すべきだと思われますか。

危機管理の『地震・被害の規模』に関することが、11社（44%）に上った。『交通の途絶』（10社：40%）、『通信の途絶』（5社：20%）等を挙げる企業も多かった。

見直すべき点としては、『具体的ケースに即してより木目細かくする』等が7社（28%）、『事業所間・社員との通信方法』に関するものも8社（32%）が比較的多かった。また『重要な機能が損壊した場合に備え、代替施設を決めておく』といったことを挙げる企業も4社（16%）あった

《意見紹介》

○東京、東海地方の地震については、ある程度想定していたが関西について想定が不十分であった。（生命保険）

○危機管理に対応する部門の従業員の多くが被災者で出勤体制が万全にとれなかった。（鉄鋼）

○マニュアルの改定にあたり、より具体的な内容を踏まえ、時間帯別、震度レベル別、被災範囲別等様々な観点からシュミレーションし、2次災害の防止策もより具体的に、人身事故、火災事故、商品事故に備えての対応マニュアルを検討すべきであると痛感している。（小売業）

6. 危機管理の初動措置でうまくいかなかったことは何ですか。

『被害情報の把握』に関するものが11社（31%）、『指揮・連絡』に関するものが12社（33%）、『社員の安否の確認』に関するものが11社（31%）等通信の途絶に関連したものが多かった。

交通の途絶により『人員が確保できなかった』とする意見も6社（17%）あった。

『被災事業所・社員の救援』『顧客への対応』を挙げた企業は、それぞれ4社（11%）に過ぎなかった。

《意見紹介》

- 電話による通信もできない状況で、当日は現場まかせであり、統制ある指示、行動がとれたのは2日目以降であった。(食料品)
- 電話回線の不通により社員の安否確認に手間取った。会社に対して各自の状況報告義務を徹底できなかった。(商社)
- 幹線道路、神戸港被害の影響を受け、物流代替ルートの確保に時間を要した。(電気機器)

7. その原因として大きかったことは何だと思われますか。

『電話回線の混雑・不通』に関すること(23社:64%)、『渋滞・交通の途絶』(19社:53%)を挙げる企業が圧倒的に多かった。

『マニュアルの不備』に関することを挙げたのは、6社(17%)に過ぎなかった。

8. 今回の震災を機に企業の危機管理体制の見直しを考えておられますか。

34社(94%)とほとんどの企業が何らかの見直しを考えている。

《意見紹介》

- 社員と家族の安全確保と各事業所、部門ごとに災害による業務被害を最小限に止めること、被災事業所の業務の補完体制の構築など全社の防災対策を見直している。(建設)

9. 見直しを考えておられる場合(34社)、具体的項目はどういったことですか。

『通信手段の多重化など通信方法』に関すること(25社:74%)、『木目細かいマニュアルの整備』(27社:79%)については、大多数の企業が見直しを考えている。

『指揮・連絡』に関することを挙げる企業も、11社(32%)に上っている。

身近の『備蓄、備品の固定等事業所内部の防災対策』に関すること(17社:50%)、『社員の安否確認』に関すること(11社:32%)も挙げる企業もかなりの数に上った。

『経営・生産機能の分散化』に関すること(8社:24%)、『事業所・設備の耐震化』に関すること(7社:21%)等抜本的な見直しを挙げる企業も見られた。

《意見紹介》

- シュミレーション訓練等行う中で現場サイドからマニュアル等をチェックするフィードバック機能を強化する。(生命保険)
- 警戒宣言時と発生時および就業中と就業時間外に分けて作成する。(建設)
- 全国展開企業として、被災地外からの応援を投入する時に、被災地の実態(被災地での対応をどうすればスムーズにできるか)をよくすり合わせて、真に有効な外部からの応援となる価値ある救援としたい。折角の善意や努力が被災地で活用できにくいものになる事例が見られた。(建設)

10. 他に何かございましたら自由にご記入下さい。

《意見紹介》

○神戸市東灘区に居住しており、自宅も居住不能となり、17日より22日まで出勤できなかった。今回の予想を超えた大災害の場合、私企業としての対応には自ら限界があり、的確な対応はむしろ極めて困難というのが率直な感想である。私の場合、被災地の真っ只中であって通信回線の不通という状況下、大阪本社に対してですら被災地の状況を正確に伝えるということには困難を感じた。まして、東京本社とは大きな温度差を感じた。

今回の震災は、その被災地が極めて局地的であり、然も早朝の発生ということであったが、この経験に基づき仮にマニュアルを作成したとしても、震源地、発生時間等が僅かでも異なっていたならば、それに対する対応は全く違ったものになっていた筈である。まして、地震以外の災害に対しては、この経験は、殆ど役に立たないと思う。従って、特に私企業においては、どのような事態にでも対応できるマニュアルの作成は恐らく不可能であると思う。やはり、国および地方自治体（今回の場合は大阪府、大阪市など近隣の自治体も含めて）の早急、かつ的確な対応、特にそれらの機関相互の協力体制の確立が肝要と考える。

（その他金融）

○行政の防災体制をより充実させるべきである。また、住民へのPRもより積極的にやるべきである。

（鉄鋼）

○今回の地震発生が早朝であったため、社員を含めその家族等の人的被害が少なかったが、もし営業時間中、このような地震が発生した場合、未曾有の人的被害を被ったのではないか。震災対策マニュアルを見直すにあたり、その対策をあらゆる角度から木目細かくシュミレーションし、現場の初期対応は何かを小集団ごとに役割をまとめ、その対応にあたるべきと考え、対策マニュアル作成に現在取り組んでいる。

（小売業）

○被災地の行政や政府から緊急物資の支援要請が相次いだ。また、避難生活所からも支援要請が相次いだ。これらについて、政府／地元行政などの費用負担があるもの、全くないものなどをあらかじめ明確にして周知しておくべきである。例えば、災害救助法が適用された場合とされない場合の差異など。

寄付の範疇で企業の協力を要請するもの、また商売ベースでの協力要請などをはっきりさせておくべきである。これを明確にしておけば各企業の対応はもっとスピーディになると思う。

（電気機器）

○業界、経済団体としての被災地支援については、今回ややタイミングが遅かったように思う。

（電気機器）

○緊急対応、応急措置、その後の復旧・復興計画という各フェーズ毎に、さらに迅速な企業広報のあり方（企業活動の正しい正確なPRの仕方）に工夫が必要と思っている。週刊誌やTV等マスコミのいわれなき魔女狩りの報道姿勢に対応することも社員の士気にとって大切である。

（建設）

以上

平成6年度安全保障委員会 危機管理に関する調査研究活動状況

- 2月17日 スタッフ会議
「わが国の危機管理体制に関する調査研究への取り組み方について」
- 2月24日 正副委員長会議
「わが国の危機管理体制に関する調査研究への取り組み方について」
- 3月 8日 スタッフ会
「わが国の危機管理体制に関する提言の構成について」
- 3月13日 講演会・常任委員会
「わが国の危機管理と自衛隊」
講 師 『AERA』シニア・スタッフライター
兼朝日新聞社編集委員 田 岡 俊 次 氏
常任委員会
「わが国の危機管理体制に関する調査研究への取り組み方について」
- 3月14日 スタッフヒアリング
訪問先 国土庁防災局、防衛庁長官官房広報課(資料収集)、
東京都総務局災害対策部防災計画課
- 3月23日 講演会・常任委員会
「危機管理なき日本 ―阪神大震災を教訓に抜本的改革を考える―」
講 師 危機管理総合研究所 所長 小 川 和 久 氏
正副委員長会議
「緊急提言骨子(案)についての討議」
- 3月24日 スタッフヒアリング
訪問先 静岡県総務部地震対策課
- 3月27日 講演会・常任委員会
「わが国の危機管理体制と自衛隊の役割」
講 師 防衛庁 顧問(元事務次官)
東京海上火災保険(株) 顧問 西 廣 整 輝 氏

3月	企業の危機管理に関するアンケート調査を実施
3月31日	スタッフヒアリング 訪問先 大阪府生活文化部消防防災課
4月 4日	常任委員会 「緊急提言素案についての討議」
4月 5日	スタッフヒアリング 訪問先 国土庁 長官官房審議官 稲川泰弘氏
4月 7日	スタッフヒアリング 訪問先 大阪市市民局市民部安全対策課・環境保健局総務部庶務課 ・消防局警防部計画課
4月10日	常任委員会 「緊急提言『大規模災害時の危機管理体制の構築に向けて～阪神・淡路大震災の教訓～』（案）についての討議」
4月13日	スタッフヒアリング 訪問先 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部計画課、 神戸市震災復興本部総括局調査課
4月17日	常任幹事会において緊急提言『大規模災害時の危機管理体制の構築に向けて～阪神淡路大震災の教訓～』（案）を審議
4月20日	幹事会において緊急提言『大規模災害時の危機管理体制の構築に向けて～阪神淡路大震災の教訓～』（案）を審議
4月28日	緊急提言『大規模災害時の危機管理体制の構築に向けて～阪神淡路大震災の教訓～』を記者発表

以 上

平成6年度 安全保障委員会常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長	柴田益男	関西電力	副社長
副委員長	柳真雄	サイマル・インターナショナル	常任顧問 (3月退会) 関西支社代表
〃	丹羽健二	丹羽不動産	社長
〃	上山英介	大日本除蟲菊	社長
〃	岡本修	クボタ	専務
〃	久門泰	松下電器産業	取締役
〃	田中英俊	三和銀行	事業調査部部長
〃	谷保光	三菱重工業	取締役 大阪支社長
〃	寺内弘行	住友商事	取締役
〃	吉田紘一	住友生命保険	常務
〃	八木貞憲	ダイキン工業	常務
常任委員	荒川宜三	大和銀総合研究所	取締役
	市橋伸彦	丸紅	大阪業務部長
	今井啓一	大阪ガス	経営調査部長
	岩井靖一	オリックス	副社長
	上垣起一	住友金属鉱山	大阪支社長
	木崎肇	NKK	取締役 大阪支社長
	黒田宏	監査法人トーマツ	代表社員 公認会計士
	近藤高敏	椿本精工	社長
	佐々木英彰	住友電工ハイテックス	顧問
	島崎要	三菱商事	常務 大阪支社長
	高木和浩	武田薬品工業	常勤監査役
	高畠康雄	高畠事務所	
	田中睦	田中電工	社長
	中島邦男	三菱石油	取締役 近畿支店長
	松本政彦	三菱マテリアル	取締役 大阪支社長
	宮原孝信	住友金属工業	広報部次長
	安福具弘	興亜火災海上保険	常務
	谷田部穰	東洋建設	常務・大阪本店長
	横内昭	日商岩井	常務

川 合 裕 臣
中 井 俊 明
山 地 進
田 島 清 孝
城 島 護 彦
井 川 泰
今 吉 研 一
小 野 博
倉 田 水 之
栗 原 弘 行
高 瀬 和 正

関 西 電 力
関 西 電 力
関 西 電 力
大 日 本 除 蟲 菊
ク ボ タ
松 下 電 器 産 業
三 和 総 合 研 究 所
三 菱 重 工 業
住 友 商 事
住 友 生 命 保 険
ダ イ キ ン 工 業

原子力・火力本部
原子燃料副部長
原子力・火力本部
原子燃料計画課副長
秘書室副長
総務部長
経営管理部
管理第一課長
社会文化部副参事
調査部副主任研究員
大阪支社
総務部総務課長
大阪業務企画部長付
総務部秘書役
サービス本部企画部
企画課副主事

事務局

萩 尾 千 里
梅 名 義 昭
金 子 秀 一
犬 飼 真規子
矢 端 喜 世

関西経済同友会
関西経済同友会
関西経済同友会
関西経済同友会
関西経済同友会

常任幹事
事務局長
企画調査課長
企画調査課
企画調査課
企画調査課

「大規模災害時の危機管理体制の構築に向けて
～阪神淡路大震災の教訓～」

平成7年4月20日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会
常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長
大阪市北区中之島6-2-27
電話 (06) 441-1031

印刷所 寺尾印刷株式会社
大阪市旭区清水1-14-21
